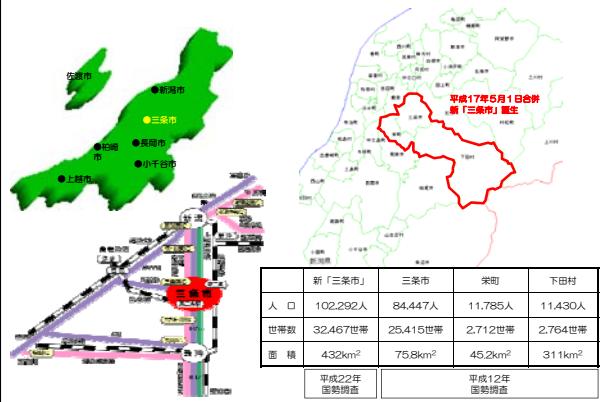


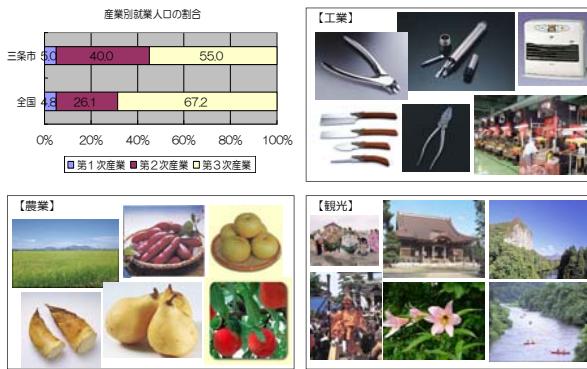
「災害に強いまちづくりを目指して」 三条市の防災対策

三条市長 國定勇人

三条市の概要



三条市の概要②



平成16年 7. 13新潟豪雨災害発生

停滞した梅雨前線の影響で観測史上最大の降雨量(総降雨量491mm)を観測し、市内中心部を流れ五十嵐川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生

被害状況

死者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
9	1	5,281	515	1,649

- 経験のない大災害で対策本部が混乱
- 避難勧告発令のタイミングに苦慮
- 情報伝達体制の不備
- 死者9名のうち7名が高齢者

豪雨災害後の取組

ハード整備	・五十嵐川、刈谷田川、信濃川の改修河川改修事業 等
ソフト整備	・同様系防災行政組合システム等情報伝達体制の整備 ・水害対応マニュアルの作成 ・災害時要援護者対策の強化 等

平成23年 7. 29新潟豪雨災害発生

平成16年の豪雨災害からわずか7年で降雨量が前回の約2倍(総降雨量959mm)となる豪雨が発生し、五十嵐川上流部での堤防決壊や山間地の土砂災害等により、広範囲に渡る被害が発生

被害状況

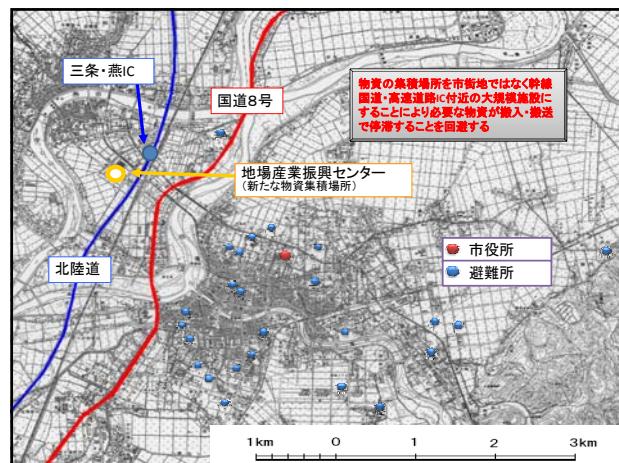
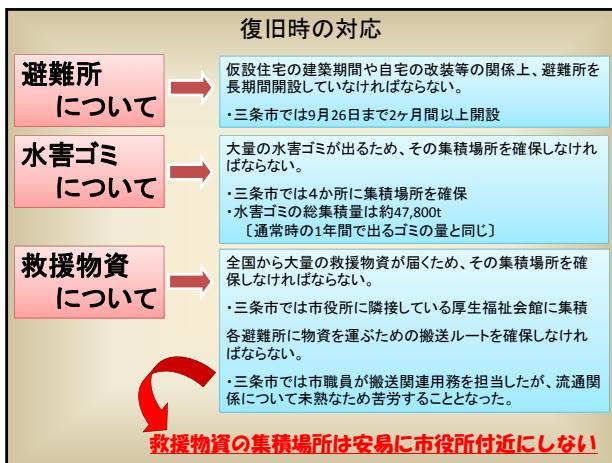
死者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
1	10	399	13	1,518

前回を超える降雨量にも関わらず、7.13水害後の各種取り組みが功を奏して、最小限の被害に抑えることができた。

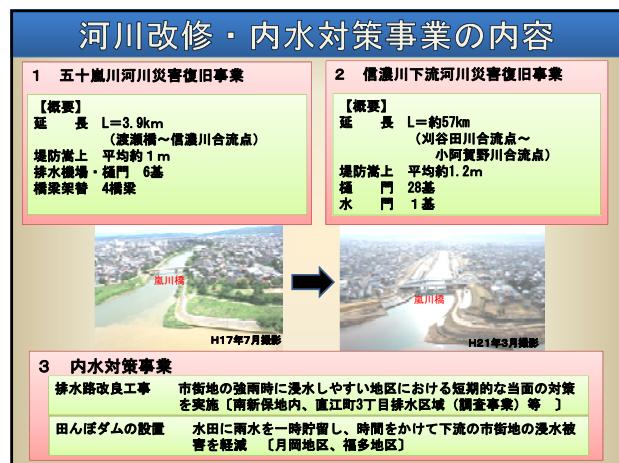
平成16年 7. 13新潟豪雨災害

五十嵐川水系

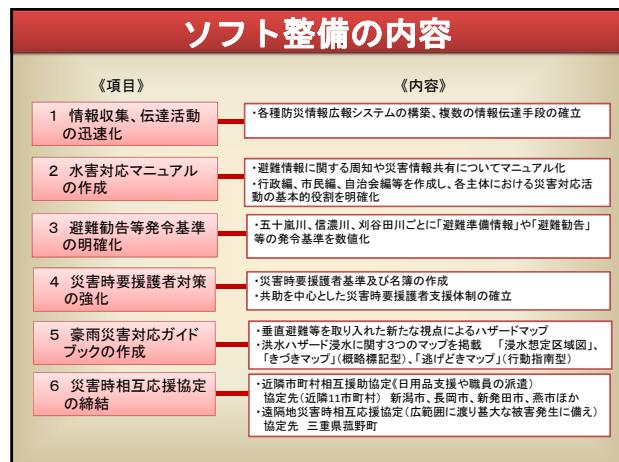




豪雨災害後の取組 ハード整備



豪雨災害後の取組 ソフト整備



1 情報収集、伝達活動の迅速化

7. 13豪雨災害時の避難情報の広報について

- ・避難情報の発令についての判断基準が無かった

発令のタイミングに苦慮

- ・同報系防災行政無線を整備していなかった

伝達方法は「広報車での広報」「自治会長への情報伝達依頼」「戸別訪問」に限定

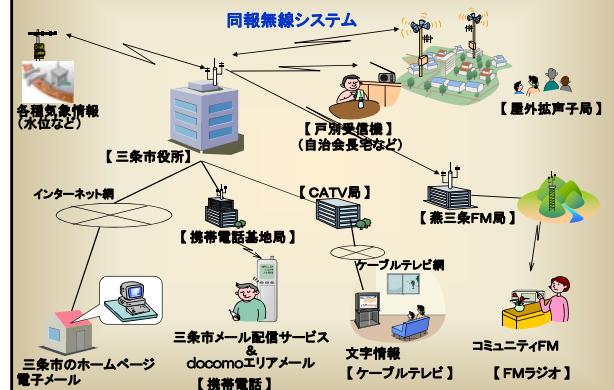
群馬大学工学部防災研究グループが行った
7・13水害に関する市民アンケートによると

勧告発令地区で

避難勧告発令が伝わった市民 **21.9%**

当時の情報伝達体制では、確実な情報伝達は困難

同報系防災行政無線システム等情報伝達体制の構築



コミュニティFMへの緊急割込みを活用した緊急告知FMラジオによる情報伝達



対象者に対して市で無償貸与
【対象者】
・70歳以上の高齢者のみ世帯
・障がい者のみ世帯
・介護保険サービス事業所
・保育所、学校等

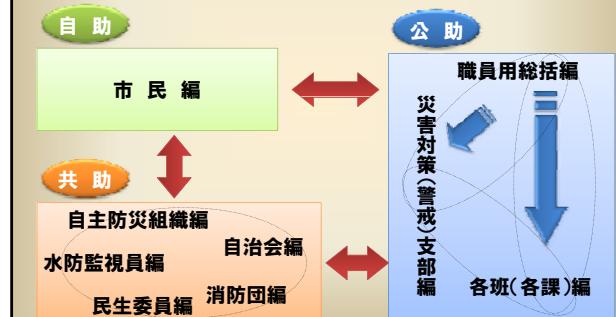
緊急告知FMラジオの特徴

機能のポイント

- | | |
|---|---|
| ① | 電源がOFFになっていても、コミュニティFM局からの起動電波を受信する
と自動で電源がONになり、 大音量 で緊急告知放送を受信。 |
| ② | 同時にライトも点灯。聴覚障害者の方への告知にも有効。 停電時はライト としても利用可能。 |
| ③ | 外の風雨に影響されることなく、屋内で放送を聞くことが可能。 |
| ④ | 通常時は、コミュニティFM専用ラジオとして利用可能 |

2 水害対応マニュアルの作成

避難情報に関する周知や災害情報共有についてマニュアル化すると共に、公助に関するマニュアルだけではなく、市民編、自治会編等自助・公助のマニュアルを併せて作成し、各主体における災害対応活動の基本的役割を明確化することにより三条市全体で災害に対応する体制を構築した。

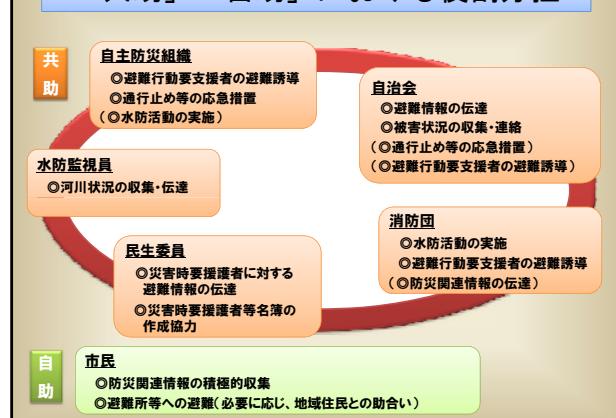


「公助」における災害対応活動の明確化

各班の行う災害対応活動について、水害対応マニュアルにおいて「3時間以内の目標任務」「24時間以内の目標任務」「5日又は3日以内の目標任務」として明確に分類するとともに、「誰が」「何を」「行う」という視点で、各班（各課）マニュアルを作成

災害対策本部設置による各班の用意(水害対応マニュアル抜粋)	
班	担当課
	3時間以内の目標
災害警戒本部	○避難準備情報・避難命令・避難指示の決定 ○自衛隊部の派遣の決定 ○各責任者のうち重要事項の決定に関すること
行政課	○災害対策本部の運営 ○灾害対策本部決済事項の各班への周知徹底 ○被害状況等の収集及び報告 -気象状況、雷電(情報元:新潟地方気象台) -ダム、堤防、河川、海岸(情報元:建設部) -土砂災害(情報元:農林水産省) -人的被害(情報元:消防部、三条警察署) -その他の被害等(各課) ○被害状況の取りまとめ
総務課	○取りまとめ被災者の市内・隣接機関への連絡 ○避難準備情報・避難命令(情報元:市内の周知徹底 ○被災者情報の収集、整理、登録の準備 ○被災からの避難情報の受け取扱い
財務課	○各支所に対する災害賄通情報提供 ○マスコミに対する災害関連情報の提供 ○マスコミ対応(基本的対応、記者会見の観定等) ○ホームページ更新 ○市真等による災害情報の収集及び記録
	24時間以内の目標
	○避難行動要支援者の避難誘導 ○通行止め等の応急措置 (○水防活動の実施)
	5日以内の目標
	○避難状況の収集及び報告 -避難状況(情報元:各課) ○各自治体職員の応急避難訓練及び実施 ○災害職員(応援要員を含む。)の配置監査

「共助」「自助」における役割分担



3 避難勧告等発令基準の明確化

H20年度までの基準

五十嵐川に係る基準

対象地区 嶺北地区 嶺南地区 井手地区 本成寺地区 大崎地区 長沢地区

避難準備情報

○次のいずれかの基準に達したときに発令

- 三条地区雨量 (三条市消防本部)
3時間雨量 : 90mm以上
- 五十嵐川水位 及び 上流域雨量
(一新橋水位・笠堀ダム雨量)
水位 : 8.5m以上かつ
累計雨量が 200mm以上 又は 60mm以上
- 笠堀ダム
流入量300m³/s以上、かつ放流量80m³/s以上で洪水調節のとき

避難勧告

○次のいずれかの基準に達したときに発令

- 三条地区雨量 (三条市消防本部)
3時間雨量 : 120mm以上
- 五十嵐川水位 及び 上流域雨量
(一新橋水位・笠堀ダム雨量)
水位 : 9.5m以上かつ
累計雨量が 220mm以上 又は 80mm以上
- 笠堀ダム
ただし書操作の予告連絡があったとき

※ 「ただし書操作」とは、ダムの満水位を超えるときに、流入量と同じ水量を放流する操作をいう。

H21年度からの基準

五十嵐川に係る基準

対象地区 嶺北地区 嶺南地区 井手地区 本成寺地区 大崎地区 長沢地区

避難準備情報

○次の基準に達したときに発令

- 五十嵐川水位 (渡瀬橋水位)
13.5m以上

避難勧告

○次のいずれかの基準に達したときに発令

- 五十嵐川水位 (渡瀬橋水位)
14.0m以上
- 笠堀ダム
ただし書操作の予告連絡があったとき

※ 「ただし書操作」とは、ダムの満水位を超えるときに、流入量と同じ水量を放流する操作をいう。

H20年度までの基準

五十嵐川に係る非常配備基準

対象支部 東支部 南支部 西支部 中北支部 井手支部 本成寺支部 大崎支部 下田支部

第1次配備 (警戒体制)

○次のいずれかの基準に達したときに配備

- 三条地区雨量 (三条市消防本部)
1時間雨量 : 20mm以上
又は
3時間雨量 : 40mm以上
- 五十嵐川水位 及び 上流域雨量
(一新橋水位・笠堀ダム雨量)
水位 : 7.5m以上かつ
累計雨量が 100mm以上 又は 30mm以上
- 笠堀ダム
洪水警戒体制に入ったとき

第2次配備 (災害警戒本部・支部設置、第1次避難所開設)

○次のいずれかの基準に達したときに配備

- 三条地区雨量 (三条市消防本部)
1時間雨量 : 30mm以上
又は
3時間雨量 : 60mm以上
- 五十嵐川水位 及び 上流域雨量
(一新橋水位・笠堀ダム雨量)
水位 : 8.0m以上かつ
累計雨量が 150mm以上 又は 40mm以上
- 笠堀ダム
流入量80m³/s以上、かつ放流量80m³/s以上で洪水調節のとき

第3次配備 (災害対策本部・支部設置、第2次避難所開設)

○次のいずれかの基準に達したときに配備

- 三条地区雨量 (三条市消防本部)
3時間雨量 : 90mm以上
- 五十嵐川水位 及び 上流域雨量
(一新橋水位・笠堀ダム雨量)
水位 : 8.5m以上かつ
累計雨量が 200mm以上 又は 60mm以上
- 笠堀ダム
流入量300m³/s以上、かつ放流量80m³/s以上で洪水調節のとき

H21年度からの基準

五十嵐川に係る非常配備基準

対象支部 東支部 南支部 西支部 中北支部 井手支部 本成寺支部 大崎支部 下田支部

第1次配備 (警戒体制)

○次の基準に達したときに配備

- 五十嵐川水位 (渡瀬橋水位)
11.3m以上

第2次配備 (災害警戒本部・支部設置、第1次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

- 五十嵐川水位 (渡瀬橋水位)
12.0m以上

第3次配備 (災害対策本部・支部設置、第2次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

- 五十嵐川水位 (渡瀬橋水位)
13.5m以上

4 災害時要援護者対策の強化

7. 13豪雨災害を教訓として、共助を主体とした災害時要援護者支援に関する取り組みを開始

支援用の名簿作成に当たり暫定基準を作成し豪雨災害の翌年(平成17年度)から取組開始

災害時要援護者の支援を
1 情報伝達支援
2 避難行動支援
の2種類に分けて実施

支援主体は、共助を主体として
1 自治会、自主防災組織
2 民生委員
3 介護保険サービス事業所
により実施

名簿作成に当たっては、同意方式(対象者に掲載の可否を確認する方式)を採用

暫定基準における課題 1

暫定基準による運用時の災害時要援護者の規模
(平成19年6月現在)

情報伝達要支援者 2,578人
避難行動要支援者 1,093人
合 计 3,671人

暫定基準では、介護認定を受けていれば該当になる等対象者の範囲を広く設定

本当に支援が必要な方を優先的に支援することが重要

共助での支援で対応するには人数が多い

要援護者基準の絞込み

消防団の活用

暫定基準における課題 2

災害時要援護者支援と個人情報保護

災害時

三条市では災害時要援護者名簿作成時の本人への意思確認については、平成20年度から名簿掲載に不同意の方のみ申し出てもらう逆手上げ方式で実施

現行の災害時要援護者基準

災害時要援護者

避難行動要支援者

- ①次のいずれかの要件を満たす者であって、生活の基盤が自宅にあり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯及び高齢者・障がい者のみ世帯に属するもの
- ②要介護認定3～5を受けている者
- ③身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- ④療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ⑤市的生活支援を受けていたる難病認定者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

情報伝達要支援者

- ⑦次のいずれかの要件を満たす者であって、生活の基盤が自宅にあり、かつ避難行動要支援者に該当しないもの
- ⑧要介護認定3～5を受けている者
- ⑨身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- ⑩療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ⑪精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑫市的生活支援を受けていたる難病認定者
- ⑬上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

※ 災害時要援護者に定義された者以外の障がい者・要介護者等及び乳幼児とその保護者、妊娠等、避難行動に時間を要する者については、避難準備情報発令を防災行政無線等により周知することによって、早期の自動的な避難を促す。

災害時要援護者(同意者)の援護方法

避難行動要支援者

①支援者
自衛会・自主防災組織、消防団、介護サービス事業所

②支援の時期
避難準備情報発令時

③支援内容
避難所若しくは安全な場所へ移動させる。

※支援者の不在や被災などやむを得ない事情により措置を割り当てられた支援者が避難支援を行わない場合に、本事業者は支部が①行政による避難支援、または、②他の主体（タクシー事業者を含む）への避難支援要請、のいずれかが確実に行われるべく調整を行う。

情報伝達要支援者

①支援者
民生委員、介護サービス事業所

②支援の時期
避難準備情報発令時

③支援内容
確実に安全な場所に避難してもらうために避難準備情報等を伝達する。

※支援者の不在や被災などやむを得ない事情により措置を割り当てられた支援者が避難支援を行わない場合に、本事業者は支部が原則として自治会又は自主防災組織に情報伝達要請を行い、情報伝達が確実に行われるべく調整を行う。

豪雨災害対応ガイドブックの作成

豪雨災害対応ガイドブックの主な特徴

今までのハザードマップには無かった垂直避難の考え方を取り入れ、居住場所及び建物の構造によりそれぞれ異なる避難行動指針を明示

ガイドブックに掲載されている4種類のマップ	
気づきマップ	居住場所により信濃川、五十嵐川、刈谷田川が決壊した場合にどのような浸水が生じ得るのかをひとつの地図で示したもの
逃げどきマップ	自宅の場所や構造によりどのような備えや行動をとるべきかを信濃川、五十嵐川、刈谷田川ごとに地図で示したもの
浸水想定区域図	100～150年に1回程度発生する確率の大雨によってどの程度の浸水が予想されるかを地図に示したもの
土砂災害危険箇所図	土石流やがけ崩れ等の土砂災害が発生する可能性のある場所を地図上に示したもの

災害時相互応援協定の締結

災害時における近隣市町村相互援助協定（平成17年度～）

主な応援事項

- ・日用品、食料、資材、機械、器具の提供
- ・職員の派遣

協定先（近隣11市町村）

新潟市、長岡市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町

遠隔地との災害時相互応援協定

三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定（平成23年度～）

広範囲に渡り甚大な被害が発生した場合に備え、遠隔地の市町村と協定を締結

主な応援事項

- ・日用品、食料、資材、機械、器具の提供
- ・職員の派遣
- ・避難が必要な被災者の受け入れ
- ・役所機能確保のため必要な施設・設備の提供

平成23年 7. 29新潟豪雨災害

7・29新潟豪雨災害に係る三条市の状況

災害対応状況について

災害対策本部設置 7月29日 13時25分

避難情報の発令状況

7月29日

13時25分	五十嵐川浸水想定地区に避難準備情報発令 (30,151世帯)
15時20分	三条市全域に避難準備情報発令 (34,542世帯)
	下田地域の一部に避難勧告発令 (141世帯)
15時40分	五十嵐川浸水想定地区に避難勧告発令 (30,151世帯)
18時10分	三条市全域に避難勧告発令 (34,542世帯)

7月30日

5時30分	下田地区全域に避難指示発令 (2,946世帯)
-------	-------------------------

避難情報の伝達について

両報系防災行動無線

コミュニティFM緊急割込み放送

ケーブルテレビ字幕放送

電子メール配信サービス

各報道機関への周知

DOCOMO×エリックメール配信

これらを活用し、複数の媒体を通じた情報提供を実施した。さらに特に危険な場所については、消防本部及び消防団による車載スピーカでの広報活動を行った。

避難所開設状況（自主避難箇所含む）

最大時（7月29日）

73か所 2,798人

人的被害

区分	人 数
死 者	1
軽 傷	2

住家等被害

被 害 状 況	被 害 株 数	被 害 状 況	被 害 株 数
全 壊	1 0	床 上 漫 水	1 3
大 規 模 半 壊	2	床 下 漫 水	1, 5 1 8
半 壊	3 9 7	漫 水	2 7 7

7. 29新潟豪雨災害後の対応・検証について

ハード面

市民の安心安全を確保するため、五十嵐川の計画流量を超える水量への対応や新通川、島田川、貝塚川などの抜本的な改修も合わせ総合治水対策として国、県に対し要望

ソフト面

公 助

組織別の検証のみでは無く、災害対応時の各種任務による様々な角度からの検証を実施

自 助・共 助

市民、自治会長、自主防災組織代表、民生委員へのアンケート調査及びヒアリングにより検証を実施

自助・共助・公助について、取りまとめ後、最終的には群馬大学の片山研究室と合同で、災害対応における全体的な検証を実施

検証結果を今後の防災対策に反映